伊根町告示第17号

伊根町公共工事積算内訳公表要領を次のように定める。

令和4年2月18日

伊根町長 吉本 秀樹

伊根町公共工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊根町が発注する建設工事の透明性を図るため、工事積算内訳の公表(以下「公表」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
 - (2) 工事積算内訳 建設工事の設計価格の算出に用いた明細書、仕訳書及び単価表並びにそれらを集計したものをいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象は、予定価格が130万円を超え、かつ、入札により工事請負者を決定した建設工事とする。

(公表の内容)

- 第4条 公表する内容は、建設工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等における項目ごとの数量、単位及び金額を明示した内訳書並びにその明細書、仕訳書及び単価表とする。ただし、伊根町情報公開条例(平成18年伊根町条例第12号)第7条に規定する非開示情報に該当するものは公表しない。(公表の方法等)
- 第5条 公表は、様式第1号による申請又は同様式の記載内容を網羅した申請により、電子データの写しを交付する方法で行うものとする。
- 2 公表用の資料は、建設工事を発注する担当課が作成し、請負契約締結後に企画観光課へ提供するものとする。

(公表の期間)

- 第6条 公表の期間は、当該工事の契約を締結した日の属する年度の翌年度末までと する。
- 2 公表した工事積算内訳は、前項の公表する期間が終了した後も、1年間は保存するものとし、当該保存期間内において公表することを求められた場合には、閲覧の方法により公表することができるものとする。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した建設工事について適用する。

工事積算内訳交付申請書

圧	月	F
	\mathcal{L}	

伊根町長	様
D IX. JX	141

郵便	運番号				
住	所				
氏	名				
電話	括番号	()	_	
FAX	番号	()	_	
	法人その	他の団	体にあっ	ては、主たる	
	事務所の)所在地	、名称及	び代表者の氏名	<u>,</u>
担	当 者				
(汐	こ人その	他の団体	比の場合に	記載してくだ	さい。)

下記の工事等に係る工事積算内訳の写しの交付を申請します。

記

発注所属	
入札日	工事名

	□ 企画観光課で受取*別途 CD-R 代が必要となります。	
受取の方法	□ メール送信(送信アドレス:)
	□ 郵送*別途 CD-R 代、郵送料が必要となります。	

(注) 交付は、電子データ (原則 PDF 形式) で行います。